

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	27
産業廃棄物の収集運搬処分役務 (廃プラスチック類及び裁断された被服等)		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 年 月 日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	習志野駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、この仕様書は、陸上自衛隊習志野駐屯地における産業廃棄物（廃プラスチック類及び裁断された被服等）の収集・運搬及び処分について適用する。

1.2 作業（収集）の場所

習志野駐屯地

2 役務に関する要求

2.1 予定数量

12000kg（予定）

2.2 作業の条件

作業の種類は次による。

- a) 作業を行うにあたり、関係法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三章第一節）等に基づき適正に収集運搬処分を行うものとする。また、請負者は産業廃棄物収集運搬業許可を受けているものとし、その許可証の写しを官側に提出するものとする。
- b) 収集運搬に必要な器材消耗品は、業者所有のものを使用する。
- c) 産業廃棄物の収集は必要の都度、別に指定する日を基準とし、その他官側との相互調整による。
- d) 当日、収集した産業廃棄物の分量は官側と調整の上、マニフェストにて報告するものとする。
- e) 請負者は、この役務において第三者に対し委託又は請負させてはならない。
- f) 一連の作業に伴い、施設、器材等を負傷した場合は、請負者の責任をもって原状回復するものとする。
- g) 請負業者は、関係法令に基づいて現場の管理にあたり、火災、盗難、その他の災害防止について必要な処置を実施するものとする。

2.3 作業の内容

- a) 駐屯地内に集積された産業廃棄物を、業者所有の搬出車両に積載し、処分場まで運搬し処分する。
- b) 駐屯地内での作業実施にあたっては官側の監督を受け、その指示に従うものとする。
- c) 作業終了時はマニフェストにより通知するものとする。
- d) その他指示された書類（その都度）

3 その他の指示

3.1 作業管理

本作業における一切の責任は請負者が負うものとする。

3.2 秘密保全

許可された場所以外への無断立入及び撮影等は禁止する。

3.3 調整事項

a) 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

b) この事項に定めがない事項については官側と請負者が協議して定める。

f) 請負者がこの仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議して定める。

3.4 細部調整先

習志野駐屯地業務隊補給科長 TEL047-466-2141 内線 320